

## 島田市告示第74号

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（平成31年島田市条例第3号。以下「条例」という。）第9条第2項第2号の規定により、同号の大規模太陽光発電設備の設置に関する基準を次のとおり定める。

平成31年3月28日

島田市長 染谷 絹代

### 1 大規模太陽光発電設備の立地その他事業計画の立案

#### (1) 区域設定

別表第1に定める立地を避けるべき区域及び立地に慎重な検討が必要な区域において事業を実施する場合については、立地場所の変更も含め、入念な検討を行うこと。特に法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続を確実に完了させ、地域住民、関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握に努めること。なお、立地だけでなく、撤去及び処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくとともに、必要な準備をしておくこと。

#### (2) 事前協議等

ア 条例第7条第1項の規定に基づき、事前協議を行っていること。

イ 条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、近隣関係者への必要な説明を行っていること。

ウ 別表第2に規定する法令その他の事業の実施に関し必要な法令等の手続を行っていること。

#### (3) 事業計画の届出

条例第8条の規定による事業計画の届出を行っていること。

### 2 大規模太陽光発電設備の設計及び施工

#### (1) 土地開発の設計

##### ア 関係法令及び条例の遵守

設置を計画している土地に対し、別表第2に規定する法令その他の規制されている法令等を把握し、必要な手続をとること。

##### イ 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行い、次に掲げる対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

##### (ア) 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないように、地盤改良等の対策工などの措置を講じること。

##### (イ) 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

##### (ロ) がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

##### (ハ) がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などで

がけ地の崩落対策を講じること。

(カ) 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

(カ) 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置等）を講じること。

ウ 環境への配慮

(7) 生活用水等への配慮

地下水や湧水を上水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下が生じないような措置を講じること。また、土砂の流出等により水源の水質が悪化しないような対策も講じること。

(イ) 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

エ 景観への配慮

(7) 景観計画の尊重

景観計画に規定された景観形成基準のみならず、当該地区の景観形成の理念、方針、特性等を十分に把握し、これを尊重すること。

(イ) 設置による影響の適切な把握

景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次に掲げる景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- a 主要な眺望点からの眺望景観
- b 山並み、丘陵、河川、湖沼等自然景観
- c 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
- d 市街地、住宅地等街並み景観
- e 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
- f 保養地、別荘地等の景観

(ウ) 稜線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

(エ) 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに、適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じること。

(カ) 太陽電池モジュール及び架台の色彩

太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするよう努め、周囲と調和した目立たない色彩とすること。

オ 処分への配慮

パネルの選定に当たり、リサイクルのしやすさを考慮に入れて選定すること。

(2) 発電設備の設計

ア 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法（昭和39年法律第170号）など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

イ 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）及び電技解釈（電気設備の技術基準の解釈として、電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものをいう。以下同じ。）と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また、防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、更に保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。

ウ 基準等に基づいた設計の実施

太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格（JIS規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。また、民間等が作成したガイドラインや解説書（例：地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2017年版（（一社）太陽光発電協会ほか）、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））も参考にし、設計するよう努めること。

(3) 施工

ア 安全等に配慮した適切な施工

(ア) 法令等の遵守

関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施工を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

(イ) 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者から更なる

安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

(ウ) 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材が周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。また、伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例、市の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認するように努めること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導に努めること。

(エ) 標識の表示

太陽光発電事業者は、土地開発・造成後、発電設備の外部から見えやすい場所に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の再生可能エネルギー発電事業計画における各項目について記載した標識を速やかに掲示すること。（出力20kW以上は、経済産業省資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）において遵守事項となっている。）。

イ 周辺環境への配慮

(ア) 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。

(イ) 濁水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策も講じること。

(ウ) 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

(エ) 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

(オ) パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整するなどの対策を講じること。

3 大規模太陽光発電設備の維持管理並びに撤去及び処分

(1) 維持管理

ア 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（（一社）日本電機工業会・（一社）太陽光発電協会/2016年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。

また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

#### イ 保安規程等に基づく点検

出力50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程（事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保安のための規程をいう。）の内容を遵守すること。

#### ウ 適切な管理

##### (7) 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また、定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

##### (イ) 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

##### (ウ) 周辺環境への配慮

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するよう努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

#### エ 維持管理に関する進捗報告

##### (7) 運転開始に関する届出

条例第11条の規定により届出を行うこと。

##### (イ) 稼働状況に関する届出

条例第12条の規定により届出を行うこと。

##### (ウ) 事業の変更に関する届出及び同意

条例第8条第1項の規定により届け出た事項を変更するときは、同条第2項の規定により届出を行うこと。

条例第9条第1項の規定により同意を得た事業を変更するときは、同項の規定により同意を得ること。

#### オ 非常時の対処

##### (7) 関係者との連携体制の構築

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に

実施できる体制を構築すること。

(1) 迅速な対応の実施

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

(2) 撤去・処分

ア 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当たっては、使用済太陽光パネルが産業廃棄物となることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を参照し、極力、リサイクルを行うように努めること。

また、事業終了後に発電設備の適切な撤去及び処分を行うため、必要となる費用の積立を計画的かつ確実にを行うこと。

イ 撤去・処分の手続等

(ア) 太陽光発電事業終了届

条例第13条第1項の規定により届出を行うこと。

(イ) 太陽光発電設備撤去完了届

条例第13条第2項の規定により届出を行うこと。

(ウ) 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。また、条例第12条の規定による届出により、毎年度末時点の積立状況を報告すること。

(エ) 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

別表第1

1 立地を避けるべき区域

区域名	根拠法令	概要、理由等
廃棄物最終処分場（搬入が終了している場合でも、廃止手続が完了していない処分場を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	太陽光発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障を来すおそれがあることから、立地を避けるべき区域である。
廃棄物の不法投棄地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備を設置することにより、原因者による不法投棄地の原状回復に支障を来すおそれがあることから、立地を避けるべき区域である。
土壌汚染対策法に基づく要措置区域	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）	要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。
農用地区域 甲種農地又は採草放牧地 第1種農地 又は採草放牧地	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 農地法（昭和27年法律第229号）	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、太陽光発電設備の設置を避けるべき区域である。 また、農用地区域以外であっても、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、太陽光発電設備の設置を避けるべき区域である。
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）	保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。
①河川区域 ②河川保全区域 ③河川予定地	河川法（昭和39年法律第167号）	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ① 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべ

		<p>き区域</p> <p>②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地</p> <p>③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地</p>
指定等文化財区域	<p>文化財保護法（昭和25年法律第214号）</p> <p>静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）</p> <p>島田市文化財保護条例（平成17年島田市条例第162号）</p>	<p>文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在する区域は立地を避けるべきである。</p>

## 2 慎重な検討が必要な区域

区域名	根拠法令	概要、理由等
産業廃棄物最終処分場跡地（最終処分場の廃止手続が完了した区域）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討を要する。
地域森林計画対象民有林	森林法	<p>地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。</p> <p>林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続が必要である。</p> <p>また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。</p>
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）	治水上砂防のため、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき区域として指定されており、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産、生命等を脅かすリスクが高い。



地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産、生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産、生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産、生命等を脅かすリスクが高い。
景観条例に定められた特に良好な景観を形成・保全する必要がある地区（重点地区、眺望景観保全地区等）	景観法（島田市景観条例（平成25年島田市条例第34号））	景観条例に基づく景観計画において、良好な景観を形成・保全するための重点地区、主要な眺望点等の地域が定められている場合は、景観形成基準を遵守するとともに、重点地区等を定める背景となった自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性に配慮することが必要である。
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要がある場合がある。また、埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もある。

別表第2

名 称	内 容
建築基準法	<p>架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。</p>
種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	<p>環境大臣が定めた生息地等保護区のうち管理地区内で次の行為を行う場合には環境大臣の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の新築、改築又は増築</li> <li>○宅地造成等の土地の形質の変更</li> <li>○鉱物や土石の採取</li> <li>○水面の埋立又は干拓</li> <li>○河川、湖沼等の水位・水量の増減</li> <li>○木竹の伐採</li> </ul> <p>環境大臣が定めた生息地等保護区のうち監視地区内で次の行為を行う場合には環境大臣への届出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の新築、改築又は増築</li> <li>○宅地造成等の土地の形質の変更</li> <li>○鉱物や土石の採取</li> <li>○水面の埋立又は干拓</li> <li>○河川、湖沼等の水位・水量の増減</li> </ul>
廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	<p>太陽光発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外（300㎡以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる（廃棄物処理法第12条第3項）。</p> <p>廃棄物処理法第15条の17の規定により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに届出が必要となる（廃棄物処理法第15条の19）。</p>
静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）	<p>環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。</p> <p>（平成31年3月1日から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上</li> <li>○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積5ha以上</li> </ul> <p>（平成31年2月28日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1種事業（環境影響評価必須） 施行する土地の区域の面積50ha以上</li> <li>○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積5ha以上</li> </ul> <p>※ 静岡市、浜松市は独自に条例を制定している。</p>

<p>土壌汚染対策法</p>	<p>土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土壌を敷地外に搬出しない。</li> <li>○土壌の飛散や流出が伴わない。</li> <li>○掘削部分の最も深いところが50cm未満である。</li> </ul> <p>「要措置区域」において土地の形質の変更を実施する場合、事前に、県知事等による確認を受けなければならない（要措置区域において形質変更は原則禁止）。</p> <p>「形質変更時要届出区域」において土地の形質の変更を実施する場合、工事着手14日前までに届出が必要となる。</p>
<p>工場立地法</p>	<p>売電を目的とした大規模太陽光発電設備等の太陽光発電設備は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外</p> <p>ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電設備を設置する場合は、従来どおり工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。</p>
<p>農地法</p>	<p>太陽光発電設備を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと。）などの規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自分が所有する農地を転用する場合の制限</li> <li>○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限</li> </ul> <p>農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則、農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合</li> <li>○電気事業者が送電用、配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）等の敷地に転用する場合</li> </ul>
<p>農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>農用地区域は、優良農地の確保と農業上の土地利用の明確化を目的として市町が指定した区域であることから、農用地区域内において農業以外の土地利用はできない。例外として、国や地方公共団体が行う行為、一時的に農業以外の利用を行う行為、農業用施設を整備する行為等は認められる。</p> <p>農用地区域内において、農業以外の土地利用を行う場合は、次に掲げる法令要件を満たす場合に農用地区域からの除外を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規模が必要最小限であること、事業実施が確実であること、他法令許可見込みが確実であること、農用地区域以外の区域で行うことが不可能であること。</li> <li>○周辺農地の集団性や営農に支障を生じないこと。</li> <li>○地域の農業の担い手の営農に支障がないこと。</li> <li>○土地改良施設への支障がないこと。</li> </ul>

	<p>○土地改良事業完了後8年を経過していること。</p> <p>農用区域除外の手続は、地権者や事業計画者の申出に基づき、市町が上記要件に照らしてその可否を決定するものであり、市町の可否の決定の際には県の同意が必要である。</p>
森林法	<p>都道府県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可又は伐採届出（伐採及び伐採後の造林の届出）の手続を行う必要がある。</p> <p>保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。また、保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。</p>
道路法（昭和27年法律第180号）	<p>事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（道路法第24条）。</p> <p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（道路法第32条）。</p> <p>道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（道路法第47条の2）。</p>
砂防法	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却</li> <li>○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬</li> <li>○土地の掘削、開墾、盛土その他の土地の形状を変更する行為</li> <li>○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄</li> <li>○鉱物の採掘、集積又は投棄</li> <li>○芝草の掘取り</li> <li>○火入れ</li> </ul>
地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</li> <li>○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</li> <li>○のり切又は切土で政令で定めるもの</li> <li>○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良</li> <li>○その他地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</li> </ul>

<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地災害防止法）</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</li> <li>○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</li> <li>○のり切、切土、掘さく又は盛土</li> <li>○立木竹の伐採</li> <li>○木竹の滑下又は地引による搬出</li> <li>○土石の採取又は集積</li> <li>○その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</li> </ul>
<p>河川法</p>	<p>河川区域内で土地を占用（河川法第24条）、工作物の新築、改築又は除却（河川法第26条第1項）、土地の掘削、盛土等の形状変更（河川法第27条第1項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また、河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削、盛土等の形状変更、工作物の新築又は改築をする場合には、河川管理者の許可が必要となる。</p>
<p>海岸法（昭和31年五月12日法律第101号）</p>	<p>海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。</p>
<p>国土利用計画法（昭和49年法律第92号）</p>	<p>一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的（大規模太陽光発電設備の建設）等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を締結した日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。</p> <p>届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。</p> <p>土地売買等には、交換、地上権若しくは賃借権の設定又は譲渡を含むが、使用貸借権や権利金又は一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定又は譲渡は含まない。</p> <p>届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、大規模太陽光発電設備の建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。</p>
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）</p>	<p>開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。</p>

<p>静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）</p>	<p>土の採取等（切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。</p>
<p>景観法 島田市景観条例</p>	<p>景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。</p>
<p>文化財保護法 静岡県文化財保護条例</p>	<p>古墳、城跡等の遺跡、庭園、海浜等の名勝地、動物、植物、地質鉱物等で歴史的又は学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。</p> <p>やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会への許可申請が必要である。</p> <p>工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階で事業予定地の市町文化財所管課に確認すること。</p> <p>埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から事業予定地の市町文化財所管課に情報提供すること。</p>
<p>島田市土地利用の適正化に関する指導要綱（平成17年島田市告示第108号）</p>	<p>1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う太陽光発電設備の設置に対しては、島田市土地利用の適正化に関する指導要綱に基づき、必要な手続を行うこと。</p>